

防府航空祭売店募集要項

1 概要

防衛省航空自衛隊防府北基地において実施する令和7年度防府航空祭において売店を出店し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。また、競争参加地域に中国地域が含まれていること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 代表者（応募者本人）又は当日の販売責任者が、基地で行う調整会議等に容易に参加できる者であること。
- (10) 募集要項に記載された内容及び（9）で示した調整会議等において、官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。
※上記の項目を満たしている場合でも過去に防府北基地で行われた同種の行事において、官側の注意、指示等に従わなかった業者等は、応募を断る場合がある。

3 実施日等

令和7年6月8日（日）

※官側の都合及び天候不順等により中止又は変更となる場合がある。

なお、販売時間中に完売しても終了時刻前の売店撤収及び出門はできない。

4 募集店舗数等

36店舗（基準）

業種	形態	販売品目	店舗数
物品販売	テント	自衛隊、航空関連グッズ及びお土産	18
飲食提供	テント	食品、飲料水（酒類の提供及び販売は不可。）	11
	移動販売車		7※

※応募数が予定数に満たさない場合は、飲食提供（テント）に振り替えるものとする。

5 販売方法等に係る注意事項

（1）販売区画等

ア 1業者1区画（間口6m×奥行4m）の範囲内とする。

イ 移動販売車は、区画内に車両展開後の車体が収まるもののみとする。

ウ テント等売店営業に必要な物は全て各自で準備した上、持参すること。

なお、リース業者の基地内へ配達及び回収のための入門は認めない。

エ 指定された区画をはみ出し販売区画外に段ボール箱や宣伝用ののぼり等を置くことは禁止とする。

オ 燃料及び調理に油脂等を使用する場合は、店舗区画を含む基地敷地内に漏らすことのないよう、店舗区画及びその周辺の路面にブルーシートを敷く等の措置を行うこと。

カ テントを設置する際は、重しを4か所以上設置すること。

（2）電気、水の使用

電気及び水道等の基地内設備及び資材は一切使用できない。出店に必要な資材等は全て出店業者が用意すること。

（3）火気の使用

基地内で火気器具等を使用する場合は、必ず事前に届出（別紙様式第6）を提出するとともに、店舗毎に使用する火気器具等に対応する消火器（簡易式スプレーは不可）を備え付け、消防法（昭和23年法律第186号）及び関連法令等を遵守すること。

なお、航空祭当日は基地消防小隊の担当者が各店舗の点検を行い、未申請の火気器具等の使用及び店舗に消火器を準備されていないまたは使用期限を過ぎた消火器使用の場合は営業を認めない。

（4）国有財産使用料

出店に際して、国有財産法の規定に基づく国有財産（土地）の使用料を徴収する。なお、使用料は出店辞退及び当日の営業を実施しなかった場合であっても返金しないものとする。※金額については、別示する。

6 遵守事項

次に記載されている事項を遵守すること。違反した場合及び故意又は重大な過失により基地又は来場者に被害が発生した場合、あるいは発生する恐れがある行為を発見した場合、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、防府北基地で実施する公募に参加できない場合がある。

（1）共通（物品販売、飲食提供）

ア 業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

- イ 基地内における車両の走行速度は時速30キロを上限とする。
- ウ 基地内での飲酒を目的とした酒類の販売及び持ち込みを禁止する。
- エ ドローン等の持ち込み（使用及び販売等）を禁止する。
- オ 出店業者毎にゴミ箱（45リットル以上）を店舗前等に設置（ゴミ袋のみは不可）すること。また、自他店舗のゴミを問わず集積し持ち帰ること。
- カ 同一人物が複数の出店業者に登録することを禁止する。
- キ 全ての販売品目及び価格（税込）が分かるよう、メニュー表等を見えやすい位置に掲示すること。
- ク 出店業者は、指定された場所で売店の運営を行うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。また、売店従事者の喫煙については、指定場所とするものとし、テント内や歩行中、車両操作中の喫煙は禁止とする。
- ケ 販売終了後は、速やかに撤収作業を開始するとともに売店周辺の清掃を確実に実施し、基地側の点検を受けなければならない。また、清掃に必要な用具等は各出店業者が用意すること。
- コ 防府航空祭売店営業に伴う売上について、令和7年6月13日（金）までに応募窓口まで電話連絡すること。

（2）物品販売禁止物品

- ア 放射性同位元素が装備されたコンパス及び羅針盤等
- イ モデルガン（エアガン含む。）・弾薬・爆弾等の模造品と判断される商品
- ウ 風船等の飛散物
- エ ラジコン等の飛翔物

（3）飲食提供

- ア 県保健所の指導により、県内で開催する行事にて食品を調理提供する場合は「出店者及び提供品目等に関する内容」の提出が必要であるため、本募集要項に添付されたリーフレットを参考に必要事項を記載し提出されたい。

※提供品目については1業者2分類まで（飲料を除く）とし、販売する品目全てを分類番号毎に分け、記載すること。

- イ 食品衛生法（食中毒関連）に定める保存食を、航空祭当日に調理したものを販売品目毎に分け提出すること。

なお、来場客の入場が早まる等いかなる事情が発生したとしても、保存食の提出をしていない出店業者は、販売することはできないため、速やかに提出すること。

- ウ 変質、腐敗及び賞味期限切れの商品等（生もの、冷凍もの）は、持ち込み及び販売等はない。
- エ 売店設置エリアにはグリストラップ等の汚水処理設備がないため、麺類等のゆで汁、残飯を含む残り汁等の廃棄が発生する食品の販売は禁止する。
- オ 食中毒防止等から必ず消毒液、手洗い水等及び手洗い洗剤を備え付けること。

7 応募手続き等

次のとおり応募窓口まで書類を提出すること。また、行事の円滑な実施のために必要な場合、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

（1）提出書類

- ア 令和7年度防府航空祭出店申請書（別紙様式第1）

- イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
※全省庁統一資格を有しない場合は、同等の資格を有することを証明するために次の書類を提出すること。
- （ア）登記簿謄本（発行後３ヶ月以内のもの）
個人である業者にあつては、戸籍抄本。外国人である場合は外国人登録証、難民認定証明書等の合法的に日本に居住していることを証明できる書類の写し。
- （イ）財務諸表
法人：直前の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等の全部
個人：直前の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書の写し（白色申告でも可）
- （ウ）直前の法人税又は所得税に関する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの）
法人：その３の３
個人：その３の２
- ウ 誓約書（別紙様式第２）
- エ 入門者名簿兼身分証（別紙様式第３）
※名簿記載者以外の販売行為等に係る立ち入りを一切許可しない。
- オ 乗入車両届（別紙様式第４）
- カ 販売品目内訳表（別紙様式第５）
販売品目で、相応しくないと判断した商品は、持込及び販売はできない。
- キ 火気器具等持込資材内訳書（別紙様式第６）
- ク 会社概要等（別紙様式第７）
- ケ 委任状（別紙様式第８）
- コ 誓約書（別紙様式第９）
- サ 役員名簿（別紙様式第１０）
- シ 返信用封筒（長形３号）
※宛先（郵便番号、住所、氏名等）を明記のうえ、１１０円切手を貼付。
- ス 出店者及び提供品目等に関する内容（※飲食提供の場合のみ）
- （２）提出期限
令和７年３月１４（金）（当日消印有効）
※提出した書類に不備があった場合は、提出していないものとみなす。

８ 選考方法出店業者の決定

提出された申請書類を基に選考を行う。応募多数の場合は、基地が実施する抽選により決定する。当落については、令和７年４月中旬以降書面にて通知するとともに、基地ホームページでも掲載する。

なお、当落の有無の問い合わせについては対応しない。

（１）決定後の提出書類

次のとおり、応募窓口まで書類を提出すること。

ア 提出書類

（ア）全業者

事前説明会出席等申出書（出店業者決定後、送付する。）

（イ）飲食提供業者のみ

病原菌保菌検査結果（正） 必須検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、O-157
※調理者及び立入者全員分を出店業者決定後以降に受検すること。

イ 提出期限

令和7年5月16日（金）（当日消印有効）

（2）出店業者事前説明会

本説明会に参加しない業者については、出店を認めない。

ア 日時

令和7年5月23日（金）14時30分～（14時受付開始）

正門付近の待機は基地業務に支障をきたすため、認めない。

イ 場所

航空自衛隊防府北基地内

※当日の駐車場所及び基地内走行要領については担当者の指示に従うこと。

ウ 出席者数

1業者2名までとし、乗入車両は1台とする。なお、他業者の代理出席は認めない。

エ その他

事前説明会参加者は、基地入門手続きの際に公的な身分証明書（顔写真入）を持参すること。

9 その他

- （1）開催当日の朝は、混雑が予想されるため、機材搬入（火気器具類を除く。）及びテント等の準備については、極力前日の午前中に行うこと。
- （2）提出した書類は、防府航空祭の臨時売店運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ない。
- （4）後日、記入内容について問い合わせをする場合があるため、申請書等の提出する書類については、必ずコピー等を保管しておくこと。
- （5）本要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。
- （6）本募集に当たり、発生した損害については、いかなる場合でも航空自衛隊防府北基地が賠償又は補償をすることはしない。

10 応募窓口（書類提出先及び問い合わせ先）

〒747-8567 山口県防府市田島無番地

航空自衛隊 防府北基地

第12飛行教育団 基地業務群 業務隊 厚生班 航空祭売店係

TEL 0835-22-1950（内線276）

受付時間 平日9時～16時（13時～14時を除く。）